

2019年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名	青森県教育委員会
-----	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究	(ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究	○
	(イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究	○
	(ウ) 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究	
	(エ) ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究	
②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究	(ア) 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(イ) 高等学校における学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究	○
	(エ) 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究	○
③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究	(ア) 障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関する研究	
	(イ) 教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会(仮称)」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究	
	(ウ) 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、継続的に地域の障害のある大人の人との交流をするための方策に関する研究	

## 2 事業の概要

本県の障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が、一緒に障害者スポーツを行うことなどを通じて、相互理解を推進し、交流及び共同学習の一層の充実を図る。

- ①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究
  - ア. 対象特別支援学校5校、対象小・中学校を管轄する3市町教育委員会及び4教育事務所で連携協議会を組織し、実施内容の共有、実施状況の評価等を行う。
  - イ. 障害者スポーツのアスリート等を招き、児童生徒、保護者や地域住民に向けた講演会等を開催する。
  - ウ. 成果報告会を開催するほか、対象校の取組事例等について、小・中学校及び県立学校等へ配布し、成果普及を図る。
- ②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究
  - ア. 居住地の小・中学校等に副次的な籍を置くことが可能かどうか検討するため、居住地との結びつきを強める工夫に関する基礎的な調査を行う。
  - イ. 「(仮称)青森県副次的な学籍制度」の実施要項等を定め、次年度からのモデル地区での実施準備を行う。

## 3 事業の成果

①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究

- ア. 障害のない児童生徒の意識の変容  
各校の取組から、効果的と考えられた取組を以下に挙げる。
  - (ア) 小学校からの継続的な取組  
ある学年だけが交流及び共同学習を単発的に実施するのではなく、全ての学年が継続的に関わることが効果的であることが示唆された。その際、学校種や学年ごとに障害者理解の段階を踏まえた目標を定め、教育課程に位置付けることが重要である。
  - (イ) 全校(全学年)での取組  
中学校や高等学校の生徒会、介護に関するコース等による少人数の交流及び共同学習は、援助する側とされる側といった役割に陥り、他の生徒に効果が波及しづらい。全校(全学年)による取組は、障害のない児童生徒同士による対話により、障害者理解が促進する側面があり、結果的により広く、深い理解につながった。
  - (ウ) 対等な関係を意識した取組  
スポーツ交流では、主たる障害以外の障害者スポーツ等(聾学校でシッティングバレーボールなど)を取り扱うことにより、障害のある児童生徒への合理的配慮と、そのスポーツの特性を分けて考えることができ、障害のある児童生徒は常に援助しなければならない人という思い込みや役割期待に陥ることがなかった。
  - (エ) 正確な知識の獲得を目指した計画  
障害のある児童生徒の主たる障害についての正確な知識を得るための機会(事前学習・事後学習等)を設け、障害の原因、症状、障害のある人の生活、接し方、エチケットなど、障害に関する知識を得た上で、交流及び共同学習を実施することで、障害のある人に対する適正な態度を身に付けることができた。
  - (オ) 適切な合理的配慮の提供  
交流及び共同学習の前提となる合理的配慮、特にコミュニケーションに係る事項を適切に提供することにより、相互理解が促進された。
- イ. 障害者スポーツを取り扱うことの良さ  
障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習を行うことの良さについて、事業指定校の特別支援学校に聞き取り調査を行い、その結果について、次のとおり整理した。
  - (ア) 目的意識の共有や意欲の喚起に関すること  
多くの学校が、「目的の共有」、「勝敗のわかりやすさ」、「ゲームそのものの楽

しさ」を良さとして挙げている。児童生徒にとって、目的や評価がわかりやすく、意欲も喚起できることから、取り組ませやすいとの意見であった。

また、「学年や障害を問わず全員が参加できる」、「ルールを工夫することができる」といった障害者スポーツ、アダプテッドスポーツならではの良さも併せて挙げている。交流及び共同学習に当たって「全員参加」できる内容を設定することは困難な課題であるが、障害者スポーツ等は、障害が比較的重度の児童生徒にも参加の機会が確保できると学校が考えていることがうかがえる。

(イ) 自発的な関わりに関すること

各校は、同じ目的をもつチームメイトとして、一緒にチームを良くしようという意識が生まれることにより、「自然なコミュニケーションが生まれ」、「自然に協力しようとする」と回答している。

児童生徒に対する「障害者スポーツを行う」という活動内容の伝え方は、「特別支援学校の友達と仲良くしよう」といった提示よりも具体的で分かりやすく、目的意識の共有が、児童生徒の自発的な関わりにつながったと捉えている。

また、共有された目的の下での自発的な関わりは、例えば、障害のある児童生徒がポッチャランプの調整を依頼し（合理的配慮の提供を求め）、障害のない児童生徒が調整する（合理的配慮を提供する）など、同じ仲間として、共に尊重し合いながら協同して活動しようとする態度に発展した。

(ウ) 心情の変化に関すること

各校は、自発的な関わり合いの結果、双方の児童生徒は、「一体感」、「充実感」、「達成感」などの「感情の共有」の下、お互いに「認め合い」、「仲間意識」が醸成されたと回答している。

② 学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究

本県では、平成 28 年度に本事業を活用して、これまで各校が独自の手続きで行っていた居住地校交流の手続きについて整理した「交流及び共同学習（居住地校交流）の手引き」を作成し、市町村教育委員会及び全小・中学校等に配布した。

就学事務研究協議会や学校訪問等において理解啓発に取り組み、市町村教育委員会及び各校の協力の下、小・中学部合計の実施率が、事業開始前平成 27 年度の 1.9%から 15.7%（H30 年度は 11.7%）まで向上した。

居住地校交流の更なる推進のために、副次的な学籍制度の実施要項等を定め、令和 2 年度から、つがる市教育委員会をモデル地区として「青森県交流学籍制度」を実施することとなった。

#### 4 事業の課題とその解決のために必要な取組

① 交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究

交流及び共同学習を実施するに当たっての課題として、全ての学校が、学校間の時間調整の難しさを挙げている。学年が進むに従ってこの傾向は顕著になる。

また、小・中・高等学校において特別支援教育全般について理解が進んでいる場合は、交流の回数や時間設定について柔軟に対応できる傾向がある。

そのため、県教育委員会では、市町村教育委員会及び所管の学校に対して、これまでも交流及び共同学習の理解啓発を図ってきたところであるが、障害のない児童生徒にとってのメリットを明確に打ち出していくとともに、学校全体での実施が難しい場合には、活動単位や形態について柔軟に検討するなど、継続的な実施の在り方を提案していく必要があると考える。

② 学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究

居住地校交流推進のための副次的な学籍制度の導入については、次年度からモデル地区での具体的な検討をすることとなったが、令和 4 年度からの県内全域での実施に向け

て、今後、各市町村教育委員会に対して、丁寧な趣旨説明と慎重な調整が必要となると考えている。